

平成27年3月24日  
新潟市契約課

入札参加者 各位

**「工事請負契約約款」・「委託契約条項（建設コンサルタント業務）」  
の改正について**

平成27年4月1日付けで、工事請負契約約款及び委託契約条項（建設コンサルタント業務）を改正します。

平成27年4月1日以降に締結する契約から適用となりますので、契約書の作成の際はご注意ください。

様式は、4月1日付けで契約課ホームページの「要綱・書式・その他」を更新いたしますので、ダウンロードして使用してください。

記

- ・変更点  
独占禁止法改正に伴う引用条文の修正。

以上